

参考資料5

別紙

不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

1. 令和元年10月25日付け通知について

不登校児童生徒への支援に対する文部科学省の基本的な考え方について、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け元文科初第698号文部科学省初等中等教育局長通知）においては、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」としているが、同通知はこの点のみを述べているものではないため、改めて同通知の基本的な考え方を周知する。

同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、「不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。」と述べるとともに、「また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」としている。

加えて、学校教育の意義・役割として、「特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立に向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。」と記載している。

以上のように、同通知では、不登校児童生徒への支援の視点として、

- ・ 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること、
- ・ 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること、

等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、

- ・ 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること、
- ・ 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること、

等を示しているものである。

2. 学校教育の意義及び在り方について

以上を踏まえ、学校及びその設置者においては、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組んでいただきたい。

その際には、児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占め、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要であり、例えば以下のような取組を実施いただきたい。

- ・ 児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心等に応じて、ICTを一層活用しながら、教材や学ぶ方法等を選択できるような環境を整え、きめ細かな学習指導を行うなど、児童生徒の特性に合った柔軟な学びの実現に向けた授業改善を行うこと
- ・ 入学直後や学級・ホームルーム替えの時期をはじめ、年間を通じて、日々の授業や特別活動、朝の会・帰りの会等の教育活動全体の中で、他の児童生徒や教職員との人間関係の形成に資する活動を十分な時間をかけて丁寧に行うこと

加えて、

- ・ 児童生徒の教職員への信頼感や学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気について、各種ツールも用いてその把握に努め、関係者が共通認識を持ってその改善に取り組むこと
- ・ いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報すること

学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただきたい。

3. 不登校の児童生徒や保護者への支援等について

不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（令和5年3月）」や「不登校・いじめ緊急対策パッケージ（令和5年10月）」、様々な学びや相談の場を作り出していくことを示した「文部科学大臣メッセージ～誰一人取り残されない学びの保障に向けて～（令和5年10月）」も踏まえ、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要である。学校及びその設置者は、教室に入れない児童生徒には校内教育支援センターを活用した学習の継続に、学校に登校できない児童生徒には教育支援センターを活用した学習支援等に取り組むとともに、児童生徒の状況により、フリースクールなどの民間施設やNPO等との連携が必要となった場合にあっては、当該児童生徒の在籍校及びその設置者においては、関係機関と連携して在籍児童生徒の心身の健康状況・学習状況等を把握し、必要な支援を行うことが重要である。

あわせて、不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供することが求められること。また、学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用していただきたい。

こうした取組を支援する観点からも、引き続き、文部科学省としては、教師を取り巻く環境整備を進めるため、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的に推進することとしている。